

改正案

現行

| | |
|---|---|
| <p>（第一次試験を免除される者）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第七条第一項第四号に規定する同項第二号又は第三号に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が前各号に定める者と同等以上の一般的学力を有すると認めたる者</p> <p>（公認会計士に係る著しい利害関係）</p> <p>第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。</p> <p>一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）に係る会計期間（法第二十四条の三に規定する会計</p> | <p>（第一次試験を免除される者）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第七条第四号に規定する同条第二号又は第三号に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金融庁長官が公認会計士審査会の議を経て、前各号に定める者と同等以上の一般的学力を有すると認めたる者</p> <p>（公認会計士に係る著しい利害関係）</p> <p>第七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等又は被監査会社との間の関係とする。</p> <p>一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類（法第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）に係る会計期間（営業年度、事業年度その他これらに準ずる期間をいう。）の開始の日からその終了後三月を経過する日</p> |
|---|---|

期間をいう。以下同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合

二・三（略）

四 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。ただし、株主又は出資者にあつては相続又は遺贈により被監査会社等の株式又は出資を取得後一年を経過しない場合を、債権者又は債務者にあつてはその有する債権又は債務が被監査会社等との間の法第一条第一項又は第二項の業務に関する契約に基づく場合、その有する債権又は債務の額が百万円未満である場合、相続又は遺贈により被監査会社等の債権又は債務を取得後一年を経過しない場合その他内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合を除く。

五・七（略）

八 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の関係会社等の役員若しくはこれに準ずるものである場合又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた場合

九 公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人

までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合

二・三（略）

四 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。ただし、株主にあつては、その有する株式の数（額面金額が五十円として表示されていない株式については、これを五十円として計算した場合の株数）が五千株未満である場合を、出資者にあつては、その有する出資の額が二十五万円未満である場合を、債権者又は債務者にあつては、その有する債権又は債務の額が五十万円未満である場合及びその有する債権又は債務が被監査会社等との間の法第二条第一項又は第二項の業務に関する契約に基づく債権又は債務その他内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合を除く。

五・七（略）

八 公認会計士又はその配偶者が、その財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社（以下「被監査会社」という。）の関係会社の役員若しくはこれに準ずるものである場合又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた場合

九 公認会計士が、被監査会社の親会社又は子会社（商法（明治三

である場合

2 前項第八号に規定する関係会社等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 被監査会社等（当該被監査会社等の子会社等を含む。）が他の会社等（会社その他の者をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として内閣府令で定める会社等

二 他の会社等（当該他の会社等の子会社等を含む。）が被監査会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として内閣府令で定める会社等

（削る）

3 第一項第九号に規定する親会社等とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、同号及び前項各号に規定する子会社等とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみな

十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。）の使用者である場合

2 前項第八号に規定する関係会社とは、次の各号の一に該当する会社をいう。

一 被監査会社の親会社又は子会社

二 前号に掲げるものを除くほか、被監査会社又は他の会社のうちいずれか一方の会社が、他方の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

三 前二号に掲げるものを除くほか、被監査会社を実質的に支配し、又は被監査会社により実質的に支配されている会社として内閣府令で定める会社

（新設）

す。

(大会社等から除かれる者)

第七条の二 法第二十四条の二第一号(法第十六条の二第四項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、資本の額が百億円未満であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が千億円未満の株式会社とする。

(新設)

第七条の三 法第二十四条の二第二号(法第十六条の二第四項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、証券取引法(昭和二十二年法律第二十五号)第二十四条第一項に規定する特定有価証券(同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この条において特定有価証券という。)の発行者で、特定有価証券以外にその募集又は売出しにつき同法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券を発行していない者であり、かつ、特定有価証券以外に同法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券を発行していない者とする。

(新設)

(大会社等の範囲)

第七条の四 法第二十四条の二第六号(法第十六条の二第四項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準

(新設)

用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
- 二 全国を地区とする労働金庫連合会
- 三 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 四 農林中央金庫
- 五 日本郵政公社
- 六 年金資金運用基金
- 七 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十九条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- 八 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 九 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十五条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第七条の五 法第二十四条の三(法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(新設)

(監査関連業務の禁止期間)

第七条の六 法第二十四条の三(法第十六条の二第四項において準用

(新設)

する場合を含む。)に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(監査法人に係る著しい利害関係)

第八条 法第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等との間の関係とする。

一 (略)

二 監査法人が、被監査会社等から第七条第一項第五号に規定する利益の供与を受けている場合

三 監査法人が、被監査会社等の役員等又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた者から第七条第一項第五号に規定する利益の供与を受けている場合

四 監査法人の社員のうち被監査会社等の使用人である者がある場合

四の二 監査法人の社員のうち被監査会社等の親会社等(第七条第三項に規定する親会社等をいう。)又は子会社等(同項に規定する子会社等をいう。)の役員等又は使用人である者がある場合

五 (略)

六 前三号に該当する場合を除き、被監査会社等の財務書類について監査法人の行う法第二条第一項の業務にその社員として関与した者若しくは被監査会社等の財務書類の証明について法第三十四条の十の四第一項による指定を受けた社員又はこれらの者の配偶

(監査法人に係る著しい利害関係)

第八条 法第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等又は被監査会社との間の関係とする。

一 (略)

二 監査法人が、被監査会社等から前条第一項第五号に規定する利益の供与を受けている場合

三 監査法人が、被監査会社等の役員等又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた者から前条第一項第五号に規定する利益の供与を受けている場合

四 監査法人の社員のうち被監査会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である者がある場合

(新設)

五 (略)

六 前二号に該当する場合を除き、監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合

者が被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合

イ 法第二十四条第一項第二号又は第三項に規定する関係

ロ 第七条第一項第一号から第八号までに規定する関係

七 前四号に該当する場合を除き、監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等と前号イ又はロのいずれかの関係を有する場合

(監査法人に係る監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第八条の二 法第三十四条の十一の三に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査法人に係る監査関連業務の禁止期間)

第八条の三 法第三十四条の十一の三に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第四十九条の四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十七条の二第一項及び第二項の規定による審査会の会長及び委員の任命

二 法第三十七条の二第三項及び第三十七条の五の規定による審査会の会長又は委員の罷免

イ 法第二十四条第一項第一号若しくは第二号又は第三項に規定する関係

ロ 前条第一項第一号から第八号までに規定する関係

(新設)

(新設)

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第四十九条の四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十六条第一項の規定による公認会計士審査会委員の任命

(新設)

- 三 法第三十七条の六第三項の規定による許可
- 四 (略)

(監査法人に関する権限の財務局長等への委任)

第十一条 法第四十九条の四第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、監査法人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

- 一 法第三十四条の九の二、第三十四条の十、第三十四条の十八第三項及び第三十四条の十九第三項の規定による届出の受理
- 二 法第三十四条の十六の規定による業務報告書等の受理

(公認会計士試験の実施に関する事務の財務局長等への委任)

第十二条 審査会は、次に掲げるものを除き、公認会計士試験の実施に関する事務を、公認会計士試験が行われる場所を管轄する財務局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任することができる。

- 一 合格の決定
- 二 法第十条第二項の認定及び同条第三項の判定
- 三 法第十五条の二の規定による合格の決定の取消し及び受験の禁止
- 四 法第三十八条第一項の問題の作成及び採点
- 五 第一条第五号の審議

- (新設)
- 二 (略)

(新設)

(新設)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(第一次試験を免除される者に関する経過措置)

第二条 この政令の施行日前に実施の公告がされた試験において改正前の公認会計士法施行令第一条第五号の規定により金融庁長官が公認会計士審査会の議を経て、同条第一号から第四号に定める者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者については、なお従前の例による。

(公認会計士又は監査法人に係る著しい利害関係に関する経過措置)

第三条 改正後の公認会計士法施行令第七条及び第八条の規定は、会社その他の者の財務書類（公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）第一条の規定による改正後の公認会計士法第一条の第三項に規定する財務書類をいう。以下この条において同じ。）で、施行日以後に開始する会計期間（同法第二十四条の第三項に規定する会計期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものの同法第二条第一項の業務について適用し、当該会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものの

同項の業務については、なお従前の例による。